

大阪芸術大学グループ

エクステンションセンター規約

(平成 17 年 2 月 24 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規約は、大阪芸術大学グループエクステンションセンター（以下「センター」という。）が開講する講座（コースを含み、以下「講座」という。）の受講に関して、必要な事項を定める。

(受講申込手続)

第 2 条 センターが開講する講座の受講を希望する者は、所定の期間内に本学ウェブサイトより申込のうえ、受講料等を納入するものとする。この場合において、受講料等については、別に定める。

(講座の期間)

第 3 条 講座の期間は、講座案内等に記載のとおりとする。

(不正受講禁止)

第 4 条 受講生は、受講申込手続きの完了した講座以外の講座を受講することはできない。受講生が申込以外の講座を受講したことが判明した場合には、当該受講生が申込手続きを完了して受講している講座についても、その受講を取り消す。なお、既に納入した受講料等は返還しない。
オンデマンド配信による講座において、第三者に視聴情報を提供しない。

(申込講座の変更及び取消し)

第 5 条 受講申込手続きの完了した講座については、変更及び取消しを認めない。前項の規定にかかわらず、疾病等、その事情をセンターがやむを得ないものと判断した場合についてのみ、講座の変更および取消しを認めることがある。

(講座の開講)

第 6 条 各講座は受講案内に記載した予定表に従い講座を行う。講師の都合等により講座時間や内容を変更することがある。講師の病気・事故・交通機関のストライキ・天変地異などにより休講や講師の変更がある。講座が期間途中で中止になった場合には、受講料を返還する。また休講の場合には原則として補講を行う。各講座は定員になりしだい募集を終了する。また申込が一定以上に満たない場合は、講座を開講しない場合がある。

附則

この規約は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は令和 4 年 4 月 1 日から一部改訂する。